

『一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』

— 平成 30 年に施行された法改正に対応 —

# 本書内容の新旧対応表

※第 1 版第 1 刷、2 刷をお持ちの方には別途正誤表がございます。  
下記からダウンロードください。

[www.gakugei-pub.jp/book/ura/](http://www.gakugei-pub.jp/book/ura/)

学芸出版社

## 過去問の解説

目次	頁	コード	旧	新
01 用語の定義	28	20014 原文	原文：法2条第五号 五. 主要構造部 ……間柱, <u>付け柱</u> , 掲げ床, <u>最下階の床</u> , <u>廻り舞台の床</u> , ……	原文：法2条第五号 五. 主要構造部 ……間柱, <u>付け柱</u> , 掲げ床, <u>最下階の床</u> , <u>回り舞台の床</u> , ……
01 用語の定義	30	19012 原文	原文：法2条第十六号 十六. <u>建築主</u> 建築物に関する工事の <u>請負契約</u> の <u>注文者</u> ……	原文：法2条第十六号 十六. <u>建築主</u> 建築物に関する工事の <u>請負契約</u> の <u>注文者</u> ……
02 面積・高さ・階数	40	11025 原文	原文：法52条3項 (容積率) 3. ……これらに類するもの(以下 <u>この項</u> において「 <u>老人ホーム</u> 等」という。)……	原文：法52条3項 (容積率) 3. ……これらに類するもの(以下 <u>この項及び6項</u> において「 <u>老人ホーム</u> 等」という。)……
02 面積・高さ・階数	41	10024 原文	原文：法52条6項 6. ……建築物の容積率の算定の……又は <u>共同住宅</u> の共用の廊下……	原文：法52条6項 6. ……建築物の容積率の算定の……又は <u>共同住宅若しくは老人ホーム</u> 等の共用の廊下……
02 面積・高さ・階数	43	29163 原文	原文：法53条 ( <u>建ぺい率</u> ) 3. ……	原文：法53条 ( <u>建蔽率</u> ) 3. ……
			解説などの他の部分は「建ぺい率」のまま	
02 面積・高さ・階数	47	17184 原文	原文：法56条の2 ……ただし, 特定行政庁が…… <u>同意</u> を得て許可した場合において は, <u>この限り</u> でない。	原文：法56条の2 ……ただし, 特定行政庁が…… <u>同意</u> を得て許可した場合 <u>又は</u> …… においては, <u>この限り</u> でない。
03 敷地・構造・設備	58 59	17045	削除	
03 敷地・構造・設備	59	29201 解説 29201 原文	……また, 「 <u>法24条の2</u> 」より, 「建築物が22条区域の内外に……」	……また, 「 <u>法24条</u> 」より, 「建築物が22条区域の内外に……」
			原文： <u>法24条の2</u> ……	原文： <u>法24条</u> ……
07 既存不適格	105	18074 原文	原文：令137条の14第三号 三. …… ロ. 法第2条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第112条第14項第一号イ及び……	原文：令137条の14第三号 三. …… ロ. 法第2条第九号の二ロに規定する防火設備でその構造が第112条第13項第一号イ及び……
08 申請手続	128	11032 原文	原文：法18条 2. 第6条第1項の規定によつて……に <u>通知</u> しなければならない。	原文：法18条 2. 第6条第1項の規定によつて……に <u>通知</u> しなければならない。 <u>ただし, 防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し, 改築し, 又は移転しようとする場合(当該増築, 改築又は移転に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合に限る.)においては, この限り</u> でない。

08 申請手続	130	24282 問題	「建築基準法」に基づき、……工事完了後3月を超えて当該建築物を <u>存続しよう</u> とする場合においては、……	「建築基準法」に基づき、……工事完了後3月を超えて当該建築物を <u>存続させよう</u> とする場合においては、……
		24282 解説	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を <u>存続しよう</u> とする場合において……	……また「3項」より、「工事完了後3月を超えて当該建築物を <u>存続させよう</u> とする場合において……
		24282 原文	原文：法 85 条 3 項 3. <u>前 2 項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を<u>存続しよう</u>とする……</u>	原文：法 85 条 3 項 3. <u>前 2 項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を<u>存続させよう</u>とする……</u>
08 申請手続	131	18033 原文	原文：法 85 条 5 項 5. 特定行政庁は、 <u>仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び……第3章の規定は、適用しない。</u>	原文：法 85 条 5 項 5. 特定行政庁は、 <u>仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（次項及び第 101 条第 1 項第十号において「仮設興行場等」という。）について安全上、防火上及び……第3章の規定は、適用しない。</u> 6. <u>特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。</u> 7. <u>特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</u>
08 申請手続	132	23032 原文	原文：令 137 条の 19 第 1 項第二号 (建築物の用途を変更する場合に法第 24 条等の……) ……	原文：令 137 条の 19 第 1 項第二号 (建築物の用途を変更する場合に法第 27 条等の……) ……
10 耐火構造等	190	16055 原文	原文：令 108 条の 3 第 4 項 (耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準) 4. ……及び <u>主要構造部が第 1 項第二号に該当する建築物……に対する第 112 条第 1 項、第 5 項から第 10 項まで、第 12 項から第 14 項まで及び第 16 項、……。</u>	原文：令 108 条の 3 第 4 項 (耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準) 4. ……及び <u>主要構造部が同項第二号に該当する建築物……に対する第 112 条第 1 項、第 5 項から第 10 項まで、第 12 項、第 13 項及び第 15 項、……。</u>

13 防火区画	法 24 条と令 112 条 12 項削除により番号ズレ		
		原文：令 112 条 12 項 12. 建築物の一部が法第 24 条各号のいずれかに該当する場合においては、その部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第 2 条第九号の 2 口に規定する防火設備で区画しなければならない。	→削除
		13 項 異種用途区画（特殊建築物）	→ 12 項
		14 項 防火設備・特定防火設備の構造	→ 13 項
		15 項 区画貫通（給水管・配電管）	→ 14 項
		16 項 区画貫通（風道）	→ 15 項
13 防火区画	203	20061 解説 「令 112 条」の「防火区画」には、 ①.面積区画（1 項，2 項，3 項）， ②.高層区画（5 項，6 項，7 項）， ③.たて穴区画（9 項），④.異種用途区画（12 項，13 項）の 4 種類がある。	「令 112 条」の「防火区画」には、 ①.面積区画（1 項，2 項，3 項）， ②.高層区画（5 項，6 項，7 項）， ③.たて穴区画（9 項），④.異種用途区画（12 項）の 4 種類がある。
13 防火区画	205	17062 解説 「令 112 条」の「防火区画」には、 ①.面積区画（1 項，2 項，3 項）， ②.高層区画（5 項，6 項，7 項）， ③.たて穴区画（9 項），④.異種用途区画（12 項，13 項）の 4 種類があり、……。	「令 112 条」の「防火区画」には、 ①.面積区画（1 項，2 項，3 項）， ②.高層区画（5 項，6 項，7 項）， ③.たて穴区画（9 項），④.異種用途区画（12 項）の 4 種類があり、……。
13 防火区画	207	11052 解説 「令 112 条 12 項，13 項」に「異種用途区画」について載っており、その「13 項」を訳すと……	「令 112 条 12 項」に「異種用途区画」について載っており、その「12 項」を訳すと……
		11052 原文 原文：令 112 条 13 項 13. ……。	原文：令 112 条 12 項 12. ……。
13 防火区画	207 208	20063 解説 「令 112 条 14 項」より、「防火区画」に用いる防火設備は、……	「令 112 条 13 項」より、「防火区画」に用いる防火設備は、……
		20063 原文 原文：令 112 条 14 項第一号 口、……。	原文：令 112 条 13 項第一号 口、……。
13 防火区画	207	16063 解説 「令 112 条 14 項」に「防火区画」……。	「令 112 条 13 項」に「防火区画」……。
13 防火区画	208	16063 原文 原文：令 112 条 14 項 14. ……。 二. 第 1 項第二号，第 4 項，第 8 項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第 8 項，第 9 項若しくは第 12 項の規定による……。	原文：令 112 条 13 項 13. ……。 二. 第 1 項第二号，第 4 項，第 8 項若しくは前項の規定による区画に用いる特定防火設備又は第 8 項若しくは第 9 項の規定による……。
13 防火区画	209	11054 解説 「令 112 条 14 項」に「防火区画」で……。	「令 112 条 13 項」に「防火区画」で……。
13 防火区画	210	24064 解説 「法 26 条」より、「延べ面積……とわかる。……③……これに特定防火設備で所定の構造（令 112 条 14 項第一号に規定する構造）……。	「法 26 条」より、「延べ面積……とわかる。……③……これに特定防火設備で所定の構造（令 112 条 13 項第一号に規定する構造）……。

13 防火区画	210	23082 解説	「令 113 条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造（令 112 条 <u>14 項</u> 第一号に規定する構造）であるものを設けること。」とわかる。	「令 113 条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造（令 112 条 <u>13 項</u> 第一号に規定する構造）であるものを設けること。」とわかる。
		23082 原文	原文：令 113 条第四号 四. 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第 <u>14 項</u> 第一号に規定する構造であるものを設けること。	原文：令 113 条第四号 四. 防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ 2.5m 以下とし、かつ、これに特定防火設備で前条第 <u>13 項</u> 第一号に規定する構造であるものを設けること。
13 防火区画	211 212	14082 解説	「令 114 条 5 項」に「換気等の設備の風道が学校等の防火上主要な間仕切壁（令 114 条 2 項に該当）を貫通する場合、令 112 条 <u>16 項</u> の規定を準用する。」と規定されており、「令 112 条 <u>16 項</u> 」を……。	「令 114 条 5 項」に「換気等の設備の風道が学校等の防火上主要な間仕切壁（令 114 条 2 項に該当）を貫通する場合、令 112 条 <u>15 項</u> の規定を準用する。」と規定されており、「令 112 条 <u>15 項</u> 」を……。
		14082 原文	原文：令 114 条 5 項 5. 第 112 条第 <u>15 項</u> の規定は給水管、配電管その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、 <u>同条第 16 項</u> の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する場合に準用する。……  原文：令 112 条 <u>15 項</u> <u>15. 給水管、配電管その他</u> ……  原文：令 112 条 <u>16 項</u> <u>16. 換気、暖房又は冷房の設備の風道が</u> ……	原文：令 114 条 5 項 5. 第 112 条第 <u>14 項</u> の規定は給水管、配電管その他の管が第 1 項の界壁、第 2 項の間仕切壁又は前 2 項の隔壁を貫通する場合に、 <u>同条第 15 項</u> の規定は換気、暖房又は冷房の設備の風道がこれらの界壁、間仕切壁又は隔壁を貫通する <u>場合について</u> 準用する。……  原文：令 112 条 <u>14 項</u> <u>14. 給水管、配電管その他</u> ……  原文：令 112 条 <u>15 項</u> <u>15. 換気、暖房又は冷房の設備の風道が</u> ……
15 避難施設	237	14081 原文	原文：令 126 条の 2 第 2 項 2. 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第 112 条第 <u>14 項</u> 第一号イ及びロ並びに……。	原文：令 126 条の 2 第 2 項 2. 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備でその構造が第 112 条第 <u>13 項</u> 第一号イ及びロ並びに……。
15 避難施設	244	13054 原文	原文：令 129 条の 2 （避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用） ……国土交通大臣の認定を受けたもの……については、第 <u>112 条</u> 第 5 項、第 9 項、第 <u>12 項</u> 及び第 <u>13 項</u> 、……。	原文：令 129 条の 2 （避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用） ……国土交通大臣の認定を受けたもの……については、第 <u>112 条</u> 第 5 項、第 9 項 及び 第 <u>12 項</u> 、……。

16 道路	250	21141 原文	原文：法 42 条 (道路の定義) この章の規定において「道路」とは、次の各号の <u>一</u> に該当する幅員 4m…….	原文：法 42 条 (道路の定義) この章の規定において「道路」とは、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する幅員 4m…….
16 道路	251	20141 原文	原文：令 144 条の 4 第一号、四号(道に関する基準) 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、 <u>次の各号に掲げるものとする。</u> 一、 <u>両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの<u>一</u>に該当する……</u>	原文：令 144 条の 4 第一号、四号(道に関する基準) 法第 42 条第 1 項第五号の規定により政令で定める基準は、 <u>次の各号に掲げるものとする。</u> 一、 <u>両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでの<u>いずれかに</u>該当する……</u>
16 道路	253	11122 解説	「法 43 条」に「接道義務」の解説が載っており、そこを訳すと「建物の敷地は法定道路に 2m 以上接しなければならない。(通称：接道義務)ただし、建物の周囲に広い空地……	「法 43 条」に「接道義務」の解説が載っており、「建物の敷地は法定道路に 2m 以上接しなければならない。(通称：接道義務)」とわかる。ただし、「 <u>2 項第二号</u> 」より、「建物の周囲に広い空地……
		11122 原文	原文：法 43 条 (敷地等と道路との関係) 建築物の敷地は、 <u>道路(次に掲げるものを除く。……)に 2m 以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。</u>	原文：法 43 条 (敷地等と道路との関係) 建築物の敷地は、 <u>道路(次に掲げるものを除く。……)に 2m 以上接しなければならない。</u> 2. <u>前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u> …… 二、 <u>その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</u>
16 道路	253	18131 解説	「法 43 条」に「接道義務」の解説が載っており、そこを訳すと「建物の敷地は法定道路に 2m 以上接しなければならない。(通称：接道義務)ただし、 <u>国土交通省令に……適用されない。</u> 」とわかる。その省令に関しては、「建築基準法施行規則 <u>10 条の 2 の 2</u> 」に規定されており、敷地が幅員 4m 以上の農道に接する建築物はこれに該当するとわかる。問題文は正しい。	「法 43 条」に「接道義務」の解説が載っており、「建物の敷地は法定道路に 2m 以上接しなければならない。(通称：接道義務)」とわかる。ただし、「 <u>2 項第二号</u> 」より、「 <u>省令に……適用されない。</u> 」とわかる。その省令に関しては、「建築基準法施行規則 <u>10 条の 3</u> 」に規定されており、 <u>その「4 項第二号</u> 」より、敷地が幅員 4m 以上の農道に接する建築物はこれに該当するとわかる。問題文は正しい。

		18131 原文	<p>原文：建築基準法施行規則第 10 条の 2 の 2</p> <p>法第 43 条第 1 項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一. その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。</p> <p>二. その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4m 以上のものに限る。）に 2m 以上接すること。</p>	<p>原文：建築基準法施行規則第 10 条の 3</p> <p>法第 43 条第 2 項第一号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>……</p> <p>4. 法第 43 条第 2 項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一. その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること</p> <p>二. その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4m 以上のものに限る。）に 2m 以上接する建築物であること。</p>
16 道路	253	11123 解説	「法 43 条 2 項」を訳すと「地方公共団体は、特建等の建物の……	「法 43 条 3 項」より、「地方公共団体は、特建等の建物の……
		11123 原文	<p>原文：法 43 条 2 項</p> <p>2. 地方公共団体は、特殊建築物、階数が 3 以上である建築物、……又は 延べ面積（……）が 1,000m<sup>2</sup> を超える建築物の敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係について……避難又は通行の安全の目的を十分に達し難いと認める場合においては、条例で、必要な制限を付加することができる。</p>	<p>原文：法 43 条 3 項</p> <p>3. 地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する建築物について、その用途、規模又は位置の特殊性により、第 1 項の規定によつては避難又は通行の安全の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、その敷地が接しなければならない道路の幅員、その敷地が道路に接する部分の長さその他その敷地又は建築物と道路との関係に関して必要な制限を付加することができる。</p> <p>一. 特殊建築物</p> <p>二. 階数が 3 以上である建築物</p> <p>三. 政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物</p> <p>四. 延べ面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計。次号、第四節、第七節及び別表第 3 において同じ。）が 1,000m<sup>2</sup> を超える建築物</p> <p>五. その敷地が袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する建築物で、延べ面積が 150m<sup>2</sup> を超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）</p>

16 道路	256	13125 原文	<p>原文：法 45 条 (私道の変更又は廃止の制限) 私道の変更 又は 廃止によつて、その道路に接する敷地が第 43 条第 1 項の規定又は同条第 2 項の規定に <u>基く</u> 条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更 又は 廃止を禁止し、又は 制限することができる。</p>	<p>原文：法 45 条 (私道の変更又は廃止の制限) 私道の変更 又は 廃止によつて、その道路に接する敷地が第 43 条第 1 項の規定又は同条第 3 項の規定に <u>基づく</u> 条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更 又は 廃止を禁止し、又は 制限することができる。</p>																															
17 建築制限	<p>(新設原文) 原文：法 48 条 8 項 8. 田園住居地域内においては、別表第 2 (ち) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が農業の利便及び田園住居地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>第 130 条の 9 の 3 (田園住居地域内に建築してはならない建築物) 法別表第 2 (ち) 項第二号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 8 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める建築物は、農産物の乾燥その他の農産物の処理に供する建築物のうち著しい騒音を発生するものとして国土交通大臣が指定するものとする。</p> <p>第 130 条の 9 の 4 (田園住居地域内に建築することができる農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店等の建築物) 法別表第 2 (ち) 項第四号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 8 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 一. 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗 二. 前号の農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店 三. 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの (第一号の農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50m<sup>2</sup> 以内のもの (原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)</p> <p>----- 法 48 条 8 項が追加 (挿入) により番号ズレ</p> <table border="0" data-bbox="218 1105 945 1321"> <tr> <td>準住居</td> <td>別表 2 (と) 項</td> <td>準住居</td> <td>別表 2 (と) 項</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>田園住居</td> <td>別表 2 (ち) 項</td> </tr> <tr> <td>近隣商業</td> <td>別表 2 (ち) 項</td> <td>→近隣商業</td> <td>別表 2 (り) 項</td> </tr> <tr> <td>商業</td> <td>別表 2 (り) 項</td> <td>→商業</td> <td>別表 2 (ぬ) 項</td> </tr> <tr> <td>準工業</td> <td>別表 2 (ぬ) 項</td> <td>→準工業</td> <td>別表 2 (る) 項</td> </tr> <tr> <td>工業</td> <td>別表 2 (る) 項</td> <td>→工業</td> <td>別表 2 (を) 項</td> </tr> <tr> <td>工業専用</td> <td>別表 2 (を) 項</td> <td>→工業専用</td> <td>別表 2 (わ) 項</td> </tr> <tr> <td>指定なし</td> <td>別表 2 (わ) 項</td> <td>→指定なし</td> <td>別表 2 (か) 項</td> </tr> </table>			準住居	別表 2 (と) 項	準住居	別表 2 (と) 項	—		田園住居	別表 2 (ち) 項	近隣商業	別表 2 (ち) 項	→近隣商業	別表 2 (り) 項	商業	別表 2 (り) 項	→商業	別表 2 (ぬ) 項	準工業	別表 2 (ぬ) 項	→準工業	別表 2 (る) 項	工業	別表 2 (る) 項	→工業	別表 2 (を) 項	工業専用	別表 2 (を) 項	→工業専用	別表 2 (わ) 項	指定なし	別表 2 (わ) 項	→指定なし	別表 2 (か) 項
準住居	別表 2 (と) 項	準住居	別表 2 (と) 項																																
—		田園住居	別表 2 (ち) 項																																
近隣商業	別表 2 (ち) 項	→近隣商業	別表 2 (り) 項																																
商業	別表 2 (り) 項	→商業	別表 2 (ぬ) 項																																
準工業	別表 2 (ぬ) 項	→準工業	別表 2 (る) 項																																
工業	別表 2 (る) 項	→工業	別表 2 (を) 項																																
工業専用	別表 2 (を) 項	→工業専用	別表 2 (わ) 項																																
指定なし	別表 2 (わ) 項	→指定なし	別表 2 (か) 項																																

17 建築制限	261	20121 原文	<p>……</p> <p>原文：令 130 条の 3 (第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅) 法別表第 2(い)項第二号 (……) の規定により政令で定める住宅は、<u>延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の<u>一</u>に掲げる用途を兼ねるもの</u>……</p>	<p>……</p> <p>原文：令 130 条の 3 (第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅) 法別表第 2(い)項第二号 (……) の規定により政令で定める住宅は、<u>延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号の<u>いずれかに</u>掲げる用途を兼ねるもの</u>……</p>
17 建築制限	263	22151 原文	<p>原文：令 130 条の 5 (第一種低層住居専用地域<u>及び第二種低層住居専用地域内</u>に建築してはならない附属建築物) 一. 自動車車庫で……</p>	<p>原文：令 130 条の 5 (第一種低層住居専用地域<u>等内</u>に建築してはならない附属建築物) 一. 自動車車庫で……</p>
17 建築制限	268	10134 解説	<p>「別表 2(ち)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一」号条件及び「(り)項第二号」条件より、「作業場の床面積の合計が 300㎡をこえない自動車修理工場は建築することができる。」とわかる。……</p>	<p>「別表 2(り)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一」号条件及び「(ぬ)項第二号」条件より、「作業場の床面積の合計が 300㎡をこえない自動車修理工場は建築することができる。」とわかる。……</p>
		10134 原文	<p>原文：別表 2(ち)項第一号 一. <u>(り)項</u>に掲げるもの</p> <p>原文：別表 2(り)項第二号 二. 原動機を使用する工場で……</p>	<p>原文：別表 2(り)項第一号 一. <u>(ぬ)項</u>に掲げるもの</p> <p>原文：別表 2(ぬ)項第二号 二. 原動機を使用する工場で……</p>
17 建築制限	268	15123 解説	<p>「別表 2(り)項」に「商業に建築できない建物条件」が……</p>	<p>「別表 2(ぬ)項」に「商業に建築できない建物条件」が……</p>
		15123 原文	<p>原文：別表 2(り)項第二号 二. 原動機を使用する工場で……</p>	<p>原文：別表 2(ぬ)項第二号 二. 原動機を使用する工場で……</p>
17 建築制限	268	16133 解説	<p>「別表 2(ち)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一」号条件及び「(り)項第三号(三)」条件より、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は建築してはならない。」とわかる。</p>	<p>「別表 2(り)項」に「近商に建築できない建物条件」が載っており、その「一」号条件及び「(ぬ)項第三号(三)」条件より、「引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場は建築してはならない。」とわかる。</p>
		16133 原文	<p>原文：別表 2(り)項第三号(三) 三. (三). ……</p>	<p>原文：別表 2(ぬ)項第三号(三) 三. (三). ……</p>
17 建築制限	269	21153 解説	<p>「別表 2(り)項」に「商業に……</p>	<p>「別表 2(ぬ)項」に「商業に……</p>

		21153 原文	原文：別表2(り)項第四号 四。……  原文：令130条の9 (危険物の貯蔵又は処理に供する 建築物) 法別表第2(と)項第四号、(り)項 第四号及び(ぬ)項第二号……	原文：別表2(ぬ)項第四号 四。……  原文：令130条の9 (危険物の貯蔵又は処理に供する 建築物) 法別表第2(と)項第四号、(ぬ)項 第四号及び(る)項第二号……
17 建築制限	269	15124 解説	「別表2(ぬ)項」に「準工業に建築 できない建物条件」が載っており、 その「一号」条件に「環境の 悪化をもたらすおそれのないも のとして政令で定めるものを除 いた工場」とある。その「政令」 については「令130条の9の5」 に規定されており、問題文の建物 は、その「二号イ」に該当するた め建築することができる。	「別表2(る)項」に「準工業に建築 できない建物条件」が載っており、 その「一号」条件に「環境の 悪化をもたらすおそれのないも のとして政令で定めるものを除 いた工場」とある。その「政令」 については「令130条の9の7」 に規定されており、問題文の建物 は、その「二号イ」に該当するた め建築することができる。
		15124 原文	原文：別表2(ぬ)項第一号 一。次に掲げる事業(特殊の……  原文：令130条の9の5第二号イ (準工業地域内で営むことができ る特殊の方法による事業) 二。法別表第2(ぬ)項第一号(十 二)に掲げる……	原文：別表2(る)項第一号 一。次に掲げる事業(特殊の……  原文：令130条の9の7第二号イ (準工業地域内で営むことができ る特殊の方法による事業) 二。法別表第2(る)項第一号(十 二)に掲げる……
17 建築制限	269	23163 解説	「別表2(ぬ)項」に「準工業に建築 できない建物条件」が載っており、 ……	「別表2(る)項」に「準工業に建築 できない建物条件」が載っており、 ……
17 建築制限	270	13135 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 ……	「別表2(を)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 ……
		13135 原文	原文：別表2(る)項第四号 四。劇場、映画館、演芸場又は観 覧場	原文：別表2(を)項第四号 四。劇場、映画館、演芸場又は観 覧場
17 建築制限	270	29154 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 その「五号」条件より「学校(幼 稚園)は規模に関わらず建築する ことができないが、幼保連携型認 定こども園は除かれる。」とわか る。	「別表2(を)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 その「五号」条件より「学校(幼 稚園)は規模に関わらず建築する ことができないが、幼保連携型認 定こども園は除かれる。」とわか る。
		29154 原文	原文：別表2(る)項第五号 五。学校(幼保連携型認定こども 園を除く。)	原文：別表2(を)項第五号 五。学校(幼保連携型認定こども 園を除く。)
17 建築制限	270	16175 解説	「別表2(る)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 ……	「別表2(を)項」に「工業に建築で きない建物条件」が載っており、 ……

		16175 原文	原文：別表2(る)項第六号 六、病院	原文：別表2(を)項第六号 六、病院
17 建築制限	270	11131 解説	「別表2(を)項」に「工専に建築できない建物条件」が載っており、……尚、「個室付浴場業に係る公衆浴場」については、「別表2(を)項第一号」より、「(る)項第一号」、「(ぬ)項三号」条件に該当……	「別表2(わ)項」に「工専に建築できない建物条件」が載っており、……尚、「個室付浴場業に係る公衆浴場」については、「別表2(わ)項第一号」より、「(を)項第一号」、「(る)項三号」条件に該当……
		11131 原文	原文：別表2(を)項第一号 一、(る)項に掲げるもの  原文：別表2(る)項第一号 一、(ぬ)項第三号に掲げるもの  原文：別表2(ぬ)項第三号 三、……	原文：別表2(わ)項第一号 一、(を)項に掲げるもの  原文：別表2(を)項第一号 一、(る)項第三号に掲げるもの  原文：別表2(る)項第三号 三、……
17 建築制限	271	14181 解説	「別表2(を)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((る)項)+ $\alpha$ ((を)項二～八号条件)」であり、これは「(を)項二～八号」条件は、(る)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(を)項二～八号」条件に該当する建物は工業に建築することができる。問題文の「共同住宅」は、「(を)項三号」条件に該当するため、……	「別表2(わ)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((を)項)+ $\alpha$ ((わ)項二～八号条件)」であり、これは「(わ)項二～八号」条件は、(を)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(わ)項二～八号」条件に該当する建物は工業に建築することができる。問題文の「共同住宅」は、「(わ)項三号」条件に該当するため、……
		14181 原文	原文：別表2(を)項第三号 三、共同住宅、寄宿舎又は下宿	原文：別表2(わ)項第三号 三、共同住宅、寄宿舎又は下宿
17 建築制限	271	16134 解説	「別表2(を)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((る)項)+ $\alpha$ ((を)項二～八号条件)」であり、これは「(を)項二～八号」条件が、(る)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(を)項二～八号」条件に該当する建物は工業地域に建築することができる。問題文の「老人ホーム」は、「(を)項四号」条件に……	「別表2(わ)項」の「工専に建築できない建物条件」とは、「工業に建築できない建物条件((を)項)+ $\alpha$ ((わ)項二～八号条件)」であり、これは「(わ)項二～八号」条件が、(を)項に含まれていないことを意味する。ゆえに、「(わ)項二～八号」条件に該当する建物は工業地域に建築することができる。問題文の「老人ホーム」は、「(わ)項四号」条件に……
		16134 原文	原文：別表2(を)項第四号 四、老人ホーム、……	原文：別表2(わ)項第四号 四、老人ホーム、……
17 建築制限	271	14242 解説	「別表2(を)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……	「別表2(わ)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……
		14242 原文	原文：別表2(を)項第六号 六、図書館、博物館その他……	原文：別表2(わ)項第六号 六、図書館、博物館その他……

17 建築制限	271	15125 解説	「別表2(を)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……	「別表2(わ)項」に「工専に建築できない建物条件」が載って……
		15125 原文	原文：令130条の6の2 …… 法別表第2(に)項第三号及び(を)項第七号(……)の規定に……	原文：令130条の6の2 …… 法別表第2(に)項第三号及び(わ)項第七号(……)の規定に……
17 建築制限	272	20125 解説	「別表2(わ)項」の「用途地域の指定のない区域に建築できない建物条件」とは、……	「別表2(か)項」の「用途地域の指定のない区域に建築できない建物条件」とは、……
		20125 原文	原文：別表2(わ)項 劇場、……	原文：別表2(か)項 劇場、……
17 建築制限	272	17183 解説	……尚、その政令基準は「令130条の2の3」に載っており、…… 二種住居、工業専用以外の区域内)で、延べ面積の……	……尚、その政令基準は「令130条の2の3」に載っており、…… 二種住居、田園住居、工業専用以外の区域内)で、延べ面積の……
		17183 原文	…… 令130条の2の3第一号 ……第二種住居地域及び工業専用地域……	…… 令130条の2の3第一号 ……第二種住居地域、田園住居地域及び工業専用地域……
26 都市計画法	517	10213 原文	原文：都計法8条(地域地区) 都市計画区域については、…… 一、第一種低層住居専用地域、……準住居地域、近隣商業地域、商業地域、……	原文：都計法8条(地域地区) 都市計画区域については、…… 一、第一種低層住居専用地域、……準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、……
26 都市計画法	518	10211 原文	原文：都計法8条3項第二号ト ト、高度地区 ……建築物の高さの最高限度。次条第17項において同じ。)	原文：都計法8条3項第二号ト ト、高度地区 ……建築物の高さの最高限度。次条第18項において同じ。)
26 都市計画法	518	10212 解説	「都計法9条16項」より、「高層住居誘導地区は、……	「都計法9条17項」より、「高層住居誘導地区は、……
		10212 原文	原文：都計法9条16項 16. 高層住居誘導地区は、……	原文：都計法9条17項 17. 高層住居誘導地区は、……
26 都市計画法	519	10214 解説	「都計法9条19項」より、「特定街区については、……	「都計法9条20項」より、「特定街区については、……
		10214 原文	原文：都計法9条19項 19. 特定街区は、……	原文：都計法9条20項 20. 特定街区は、……
条文の捉え方				
目次	頁	当該箇所	旧	新
02 面積・高さ・階数	55	左段	3 ……以下この項において「老人ホーム等」という。 …… 6 ……又は共同住宅の共用の廊下……	3 ……以下この項及び第6項において「老人ホーム等」という。 …… 6 ……又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下……
02 面積・高さ・階数	56	左段	法53条(建ぺい率) ……	法53条(建蔽率) ……

08 申請手続	141	左段	3 ……当該建築物を <u>存続しようとする</u> 、…… 5 ……これらに類する <u>仮設建築物</u> について……	3 ……当該建築物を <u>存続させようとする</u> 、…… 5 項……これらに類する <u>仮設建築物</u> （……「 <u>仮設興行場等</u> 」という。）について……
08 申請手続	142	左段	法 87 条…… 3 第 3 条第 2 項の規定により第 24 条、第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは……	法 87 条…… 3 第 3 条第 2 項の規定により第 27 条、第 28 条第 1 項若しくは……
		右段	…… →用途変更で法 <u>24 条等</u> の規定を準用しない類似用途	…… →用途変更で法 <u>27 条等</u> の規定を準用しない類似用途
10 耐火建築物	193	左段	法 24 条 22 条区域「 <u>木造建築物等の特殊建築物</u> 」の外壁・軒裏の構造→防火構造	削除
13 防火区画	215	左段	12 建築物の……ならない。 13 建築物の一部が……	12 項削除 12 建築物の一部が……
		右段	異種用途区画 (13 項 (=所定の面積の特殊建築物) に該当しない小規模の特殊建築物) 「法 24 条の建物(木造)」ではなく、「法 24 条各号の建物」である。	削除
	216	左段	14 ……次の各号に掲げる……	13 ……次の各号に掲げる……
	217	左段	15 給水管、配電管その他の…… 第 9 項本文、第 10 項本文若しくは第 12 項の規定による…… 16 換気、暖房又は冷房の設備の……  令 114 条 5 項 (建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁) 5 第 112 条第 15 項の規定は…… 同条第 16 項の規定は換気、……	14 給水管、配電管その他の…… 第 9 項本文若しくは第 10 項本文の規定による…… 15 換気、暖房又は冷房の設備の……  令 114 条 5 項 (建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁) 5 第 112 条第 14 項の規定は…… 同条第 15 項の規定は換気、……
		右段	令 112 条 16 項で「風道が……区画すべき準耐火構造の防火区画 (15 項) を…… …… ○異種用途区画 (13 項) ……  給水管などが貫通する場合、令 112 条 15 項の規定、……	令 112 条 15 項で「風道が……区画すべき準耐火構造の防火区画 (14 項) を…… …… ○異種用途区画 (12 項) ……  給水管などが貫通する場合、令 112 条 14 項の規定、……
17 建築制限	278 279		法 48 条 8 項 (田園住居地域) の追加 (挿入) に伴い、別表 2 の解説を修正 → p.15 ~ 16 参照	
17 建築制限	280	右段	……近隣商業では、(ち)項一号に「(り)項に掲げるもの」……	……近隣商業では、(り)項一号に「(ぬ)項に掲げるもの」……

17 建築制限/「別表2」の解説 (p.278 ~ 279) の変更点 ⇒ 田園住居地域の追加

建築制限		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ床面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		注1
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	①	○	○	○	④	注2
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	■	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			③	○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	④
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの												④
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの					⑤	⑤	○	○	○	○	⑤	④
事務所	事務所等の床面積が1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	注3
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの				○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの					○	○	○	○	○	○	○	
自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	注4
遊戯施設等	ホーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	注5
	カラオケボックス等					○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場				○	○	○	○	○	○	○	○	
	勝馬投票券発売所、場外車券売場等					⑤	⑤	○	○	○	⑤	○	注2
	劇場、映画館、演芸場、観覧場						▲	○	○	○	○	○	注6
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等								○	▲			注7
公共施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	調査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院				○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	▲	▲	○	○	▲	○	○	○	○	注8
	税務署、警察署、保健所、消防署等			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	注9
工場倉庫等	単独車庫(附属車庫を除く)			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	注10
	建築物附属自動車車庫(①②③については、建築物の延べ床面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限)	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	注11
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	
	畜舎(15㎡を超えるもの)				▲	○	○	○	○	○	○	○	注12
	ハン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	注13
	危険性や環境悪化のおそれが非常に少ない工場				①	①	①	■	②	②	○	○	注14
	危険性や環境悪化のおそれが少ない工場								②	②	○	○	
	危険性や環境悪化のおそれがやや多い工場										○	○	
	危険性が大きい(著しく)環境悪化のおそれがある工場											○	
	自動車修理工場					①	①	②	③	③	○	○	注15
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量			①	②	○	○	○	○	○	○	○	注16
	量が非常に少ない施設										○	○	
	量が少ない施設										○	○	
	量がやや多い施設										○	○	
	量が多い施設										○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等													都市計画区域内においては都市計画決定が必要

※)この表は基準法別表2の補助資料であり、全ての用途・制限について言及したものではありません

- 注 1 非住宅部分の用途制限あり 令 130 条の 3
- 注 2 ①日用品販売店舗、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗。2 階以下令 130 条の 5 の 2
- ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物 取引業等のサービス業店舗のみ。2 階以下 令 130 条の 5 の 3
- ③ 2 階以下 (に)項七号
- ④物品販売店舗、飲食店を除く。(を)項五号
- ⑤特定大規模建築物については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能 都計法 12 条の 5 第 4 項四号
- 農産物直売所、農家レストラン等のみ 2 階以下 令 130 条の 9 の 3
- 注 3 ▲ 2 階以下 (に)項七号
- 注 4 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項四号
- 注 5 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項四号
- 注 6 ▲ 客席 200m<sup>2</sup> 未満 特定大規模建築物については注 2 の⑤
- 注 7 ▲ 個室付浴場等を除く
- 注 8 ▲ 600m<sup>2</sup> 以下 (い)項九号・令 130 条の 4
- 注 9 ▲ 5 階以上の部分を除く (は) 項七号・令 130 条の 5 の 4, (に)項七号 ※ (ほ)項四号・令 130 条の 7 の 2
- 注 10 ▲ 300m<sup>2</sup> 以下 2 階以下
- 注 11 ※一団地の敷地内について別に制限あり
- ① 600m<sup>2</sup> 以下 1 階以下
- ② 3,000m<sup>2</sup> 以下 2 階以下
- ③ 2 階以下
- 注 12 ▲ 3,000m<sup>2</sup> 以下
- 注 13 原動機の制限あり (ろ)項二号・令 130 条の 5 の 2, (に)項二号・令 130 条の 6
- ▲ 2 階以下
- 注 14 原動機・作業内容の制限あり
- 作業場の床面積
- ① 50m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項一号, (へ)項二号, (と)項二号 ←危険非常に少
- ② 150m<sup>2</sup> 以下 (り)項一号, (ぬ)項二号 ※危険大 = (る)項一号, 危険やや大 = (ぬ)項三号, 危険少 = (と)項三号
- 農産物及び農業の生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る
- 注 15 作業場の床面積
- ① 50m<sup>2</sup> 以下 (ほ)項一号, (へ)項二号
- ② 150m<sup>2</sup> 以下 (と)項二号カッコ書き
- ③ 300m<sup>2</sup> 以下 (り)項一号, (ぬ)項二号カッコ書き
- 原動機の制限あり
- 注 16 ① 1,500m<sup>2</sup> 以下 2 階以下
- ② 3,000m<sup>2</sup> 以下

